

第2章



史跡指定地の概要と現状

第2章のサイトマップ

1. 自然的環境

- (1) 史跡指定地の立地
- (2) 地形・地質

2. 歴史的環境

- (1) 加賀藩江戸下屋敷平尾邸と板橋火薬製造所の建設
- (2) 板橋火薬製造所の拡大
- (3) 戦後の板橋火薬製造所

3. 社会的環境

- (1) 板橋区の成立
- (2) 人口と世帯
- (3) 交通
- (4) 産業
- (5) 観光
- (6) 法的規制
 - ①文化財保護法
 - ②建築基準法・消防法
 - ③都市計画法
 - ④都市公園法、都市公園法施行令、東京都板橋区立公園条例
 - ⑤景観法
 - ⑥河川法
 - ⑦高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(バリアフリー新法)
 - ⑧東京における自然の保護と回復に関する条例

第2章 史跡指定地の概要と現状

1. 自然的環境

(1) 史跡指定地の立地

東京都板橋区は、東は北区、西は練馬区、南は豊島区、北西は和光市、北は戸田市と接しており、東京都23区のうち北西部に位置している。面積は32.22平方キロメートルで23区中9番目の広さである。経緯度は東経139度37分から44分、北緯35度43分から48分の間にある。史跡指定地は加賀一丁目8番に位置し、板橋区の東南部にあたる。

(2) 地形・地質

板橋区は、北東部の荒川沿いの沖積地と、中央・南西部の洪積台である武蔵野台地からなる。板橋区の地形は台地と低地から成り立っており、台地は区の中央及び南西部の洪積台である武蔵野台地、低地は区の北東部の沖積地である荒川低地である。

史跡指定地は武蔵野台地東端の本郷台という舌状台地群に位置し、石神井川が流れる地域である。石神井川は東京都小平市を水源とし、区南部を東西に走る一級河川で、史跡指定地周辺で武蔵野台地の東端の本郷台に入り、大きく南東に蛇行する。また、石神井川流域には比較的広い谷が形成されているが、谷の深さは10m未満で、概ね緩やかな谷地形となっている。昭和33年(1958)に発生した狩野川台風では、石神井川流域に洪水被害をもたらし、翌年以降本格的に河川改修・護岸工事が実施された。

2. 歴史的環境

(1) 加賀藩江戸下屋敷平尾邸と板橋火薬製造所の建設

明治9年(1876)8月に発足した陸軍砲兵本廠板橋属廠(後に板橋火薬製造所と改称)は、加賀藩前田家の江戸下屋敷平尾邸(現在の板橋区加賀一・二丁目、板橋一・三丁目に当たる)の跡地の一部に所在した。この平尾邸は、延宝7年(1679)前田家が板橋宿平尾の約6万坪の土地を拝領したことに始まり、最終的には約21万8千坪もの広大な敷地へと拡張されることになる。

平尾邸は、江戸幕府が整備し



図5 : 「下屋敷御林大綱絵図」文政7年、
金沢市立玉川図書館近世史料館蔵

た中山道の江戸日本橋から最初の宿場であり、脇往還である川越街道が分岐するなど交通の要衝であった板橋宿に隣接し、藩主前田家の別荘としての機能を有していた。

江戸時代の下屋敷の様子を描いた絵図は複数点現存し、いずれも下屋敷の中央部分に池泉回遊式庭園が描かれている。庭園内に流れ込む石神井川に千川用水の分水を加えて大池を造成し、この大池に面して「大山」や「高山」と称されていた築山も造成されている。今日では下屋敷時代の遺構は地上にほぼ確認されないが、この築山はその唯一の遺構として加賀公園内に現存している。

平尾邸の重要な地理的特徴は、屋敷地に石神井川が流れ込んでいる点にある。屋敷内の流路に水車小屋が2か所設置されており、その水力を利用して紙漉きや製粉が行われていた。

嘉永6年(1853)、加賀藩は異国船の江戸近海への渡来を受け、海防強化のために国元で軍事関係施設の建設等を進めたほか、江戸藩邸である平尾邸では西洋流の大砲鑄造を開始した。大砲鑄造場として平尾邸が選ばれた理由として、大砲の砲身に穴を穿つための動力として、前述の水車を利用することができる点が挙げられる。また同時期に幕府はペリー来航を受けて火薬増産の方針を立て、江戸近郊地にある水車の動力を利用した黒色火薬生産に乗り出している。ここでも滝野川地域の水車が利用されるなど、石神井川の水力が利用されており、大砲鑄造のみならず火薬製造においても水車動力の存在は必要不可欠な要素となっていた。

幕末期、幕府は欧米列強の外圧に対応する一環として軍制改革を図り、近代的な製鉄や銃砲製造の計画を進めた。そのひとつとして元治元年(1864)、江戸近郊において恒久的な西洋式火薬製造所・大砲製造所の建設が企図され、石神井川下流域の王子・滝野川地域がその候補地に選ばれている。幕府の大政奉還によって計画は頓挫したが、石神井川・千川用水の末流にあたる王子・滝野川地区が適地と判断されたことは、大砲製造所や火薬製造所の動力としての水流の確保が立地条件として必須であったことを物語っている。

明治元年10月、平尾邸は明治新政府によって加賀藩に下賜されるが、同4年6月廃藩置県に先立ち、新政府へと上地された。廃藩置県後は浦和県の管轄となり、11月には東京府に引き渡されている。これらの動きと並行し同年9月、兵部省が板橋金沢旧邸(平尾邸)を火薬製造所の用地として引渡しを求めている。これは兵部省が板橋における火薬製造所の設置について、先述の幕末期の加賀藩平尾邸における大砲鑄造と同様に、水車の存在をその重要条件にしていたからである。また、当地が谷底低地にあたり、火薬が爆発した際の被害を抑えることができる点も理由のひとつと考えられる。

同年12月、兵部省は東京府に当地の引渡しを求め、一部が造兵司附属地となり、さらに同7年8月には、陸軍省(同5年2月に兵部省が廃止され陸軍省と海軍省が設

置された) が内務省より金沢藩邸を受領し、火薬製造所の建設工事が着工した。

明治9年12月、火薬製造所の建設工事が完了し、国内初の官営の火薬製造所である陸軍砲兵本廠板橋属廠が発足する。その建設過程においては旧幕臣の澤太郎左衛門が中心的役割を担っており、澤が幕命によって慶応3年



圧磨機圧輪記念碑

(1897) にベルギーより購入し、日本に持ち帰っていた黒色火薬製造用の「硝石圧磨機」(圧磨機圧輪) も板橋火薬製造所の建設事業に引き継いでいる。なお、圧磨機圧輪の設置場所は、現在の加賀二丁目15番地周辺(史跡指定地外、ただし「圧磨機圧輪記念碑」が加賀一丁目10に残る)と考えられ、動力源となる縦軸水車が設置されていた場所は、下屋敷絵図と明治期以降の地図との比較から、下屋敷の水車堀と同じところ(加賀二丁目12付近)であったと推定される。

『明治工業史 火兵篇』によれば、「板橋火薬製造所」は操業を開始して約半年の間に約35トンの火薬生産があったとされ、その内訳は大粒薬(火砲用)、一号火薬(火砲用)、二号火薬(小銃用)、三号火薬(小銃用)、火箭及び信管用火薬であった。これら当廠で製造された5種類の有煙薬については、その性能を確認するための試験射撃を行う必要が生じたため、翌明治10年9月、製造所の「近傍適宜の場所」で初めて検速儀を使用した「小銃発放速力試験」を実施した。また試験発射を行ううえでは的となる射塚を必要とするが、これには下屋敷時代の築山を使用した。後年に設置されたものと考えられるが、築山には煉瓦造の射塚が現存している。

なお、当地での性能試験は、明治38年4月に稲付射撃場(現北区西が丘)が新設されたことで一時中止となるが、大正時代には再び土塁等を整備し発射所とした。昭和9年までにはそれまでの露天式発射場に加え、新たに弾道管を設置した隠蔽式発射場が整備されたことが図面から確認でき、昭和初年に研究施設やエリアの拡充が行われ、研究実験に伴う試験の必要性が生じたことから「射撃場機能」は残され、再整備されたものと考えられる。

(2) 板橋火薬製造所の拡大

明治9年(1876)に開所した陸軍砲兵本廠板橋属廠は、明治12年に東京砲兵工廠火薬製造所、明治15年に東京砲兵工廠板橋火薬製造所と改称した。

軍事のみではなく鉱山や土木でも使われた黒色火薬は、明治17年に政府が民間での火薬類生産を禁止し、民間での製造許可を出す大正6年(1917)まで、政府が独占

的に火薬を生産した。板橋で製造された火薬は軍用と民用があり、民用は猟用黒色火薬として販売された。明治26年からは黒色火薬に加え、無煙火薬の製造が開始され、明治39年には、操業時からの主生産物であった黒色火薬の生産を中止し、無煙火薬及び炸薬火薬に置き換えられた。

明治36年には、板橋火薬製造所の敷地内に、陸軍火薬研究所が発足した。これは前年に大阪砲兵工廠で発生した無煙火薬の爆発事故の発生を受け、無煙火薬の安定度向上や安全性確保を図ることから設置された日本初の近代的な国立の理工学系研究所であった。板橋火薬製造所は、研究所と隣接した製造所であったため、研究結果を受けた工業的実験工場となり、陸軍火薬製造所の技術の先端を支える中核的存在となった。

火薬研究所は明治36年の設置から昭和20年の終戦まで運営され、一貫して火薬製造所の敷地内に位置していたが、管轄する組織は陸軍の組織改編に伴い変更されている。設置当初、火薬研究所は、火薬製造所が属する東京砲兵工廠の直轄機関として発足したが、大正8年には、陸軍技術本部陸軍科学研究所が発足したことから、火薬研究所は東京砲兵工廠を離れ、陸軍科学研究所の管轄下に置かれ、火薬製造所とは独立した研究機関としておよそ10年活動された。しかし、火薬に関する研究と製造とを密接に運営する必要があったため、火薬研究所は昭和7年に火薬製造所が属する造兵廠に移管され、その後は終戦まで造兵廠の管轄組織として機能した。昭和11年段階の敷地図を見ると、石神井川を挟む北岸に火薬製造施設が加わり、南岸の北西側に土塁で囲まれた炸薬貯蔵庫、北東に同様に土塁で囲む大型の貯蔵庫からなる無煙火薬貯蔵庫群、南岸の南東一帯に発射場機能を備えた火薬研究所が配置されている。また昭和14年図では、火薬製造所内に「研究所用地」が明記されている。

火薬製造所は、明治期後半から敷地が徐々に拡大していき、明治37年には日露戦争の勃発により、無煙火薬の増産がなされ、製造所の敷地の大幅な拡張と建造物や設備の拡充が行われた。明治38年の敷地図では、後に本部が設置される敷地（加賀一丁目10番地・区立東板橋体育館や区立加賀西公園付近）や、石神井川北岸の材料倉庫などが製造所の敷地に組み込まれており、全体が現在のJR埼京線方向まで広がっている。その後も火薬製造所の範囲は徐々に拡張され、大正12年までには現在の帝京大学に当たる部分まで広がり、ほぼ終戦時の構内と同規模となっていることが敷地図から確認できる。

昭和15年の造兵廠令改正に基づく名称変更により東京第二陸軍造兵廠となって以降は、地元板橋では「二造」と称され、一方で北区側の東京第一陸軍造兵廠は、略して「一造」と呼ばれた。板橋側の二造は明治以来の火薬製造と貯蔵保管及び研究所機能を有するのに対し、一造は銃砲弾への火薬装填や銃火器類生産が主たる機能であった。

板橋火薬製造所は、昭和20年8月の終戦時まで火薬の製造、研究、実験、貯蔵などの火薬生産における諸機能を担う重要な機関でありながら、昭和19～20年の米軍による空襲被害をほとんど受けず、施設・敷地が残った状態で終戦を迎えた。

(3) 戦後の板橋火薬製造所

板橋火薬製造所は、昭和20年(1945)8月の終戦によって稼働が終了し、同年11月の陸軍省の廃止に伴い解散した。全国に存在する旧軍用地の敷地・施設は、連合国に接收され、国有地として国が管理することとなり、同年9月、陸軍省は全国の旧軍用地の処分に関する方針を示し、利用希望申請の受付を開始した。なお、火薬製造所や火薬研究所が使用していた機械、什器類は全てGHQに接收されたため、民間によって跡地利用される段階では、敷地や建物のみが引渡され、その後の用途に合わせて改変を施しながら使用された。

陸軍板橋火薬製造所の跡地において利用許可を受けたのは、結果的に民間の工場や学校や研究所などで、現在の史跡指定地に当たる地区には野口研究所と理化学研究所が、ともに昭和21年に入居している。なお、この時点で加賀公園に当たる箇所は、野口研究所敷地の一角(東側部分に当たる)であったが、昭和46年この土地を野口研究所が国に返還し板橋区が財務省から借地し、加賀公園が設置された。こうして史跡指定地には、石神井川の南岸側に野口研究所と加賀公園、北岸側に理化学研究所板橋分所が立地し、およそ70年間使用された。特に理化学研究所については、戦時中、石川県金沢市に疎開していた仁科芳雄を主任研究員とする宇宙線研究室が火薬製造所の跡地へ入居し、宇宙線の観測などの基礎研究が継続的に行われた。

現在は、戦後に入所した民間の工場や研究所の多くが大規模な集合住宅等に姿を変え、火薬製造所に関する遺構・歴史的建造物群がまとまって現存する地区はわずかとなっており、本計画第3章で詳述する経緯によって、平成29年に国の史跡に指定された。

3. 社会的環境

(1) 板橋区の成立

明治維新を経て板橋地域は東京府に編入され、明治22年(1889)の町村制実施により、板橋町、上板橋村・志村・赤塚村にそれぞれ役場を開設した。その後板橋地域は、昭和7年(1932)、市郡併合によって、隣接2町7村(北豊島郡板橋町・練馬町・志村・上板橋村・赤塚村・中新井村・上練馬村・石神井村・大泉村)の区域を合わせて東京市の管轄下となり、東京市35区の一つとして「板橋区」が誕生した。

戦後、昭和22年には特別区制度の実施に伴い板橋区もその制度下に置かれ、さらにその年、本区の面積の約60%を練馬区として分離し、現在の板橋区となった。

(2) 人口と世帯

平成30年10月現在の板橋区の人口は565,782人、世帯数は307,989世帯である。推移を見ると、人口、世帯数ともに増加が続いているが、近年平均世帯人員については減少し続けており、単独世帯化や核家族世帯化が進行していると考えられる。

また、当該史跡のある板橋区加賀一丁目は、区の傾向と同様、人口、世帯数が平成26年10月時点の3,422人、1,397世帯から平成30年10月時点の5,102人、1,945世帯と増加しているとともに、平均世帯人員は区の傾向と異なり平成26年10月の2.45から平成30年10月の2.62へと増加している。これは平成26年以降大型マンションの建設が続き、ファミリー世帯の転入が増加した影響であると考えられる。

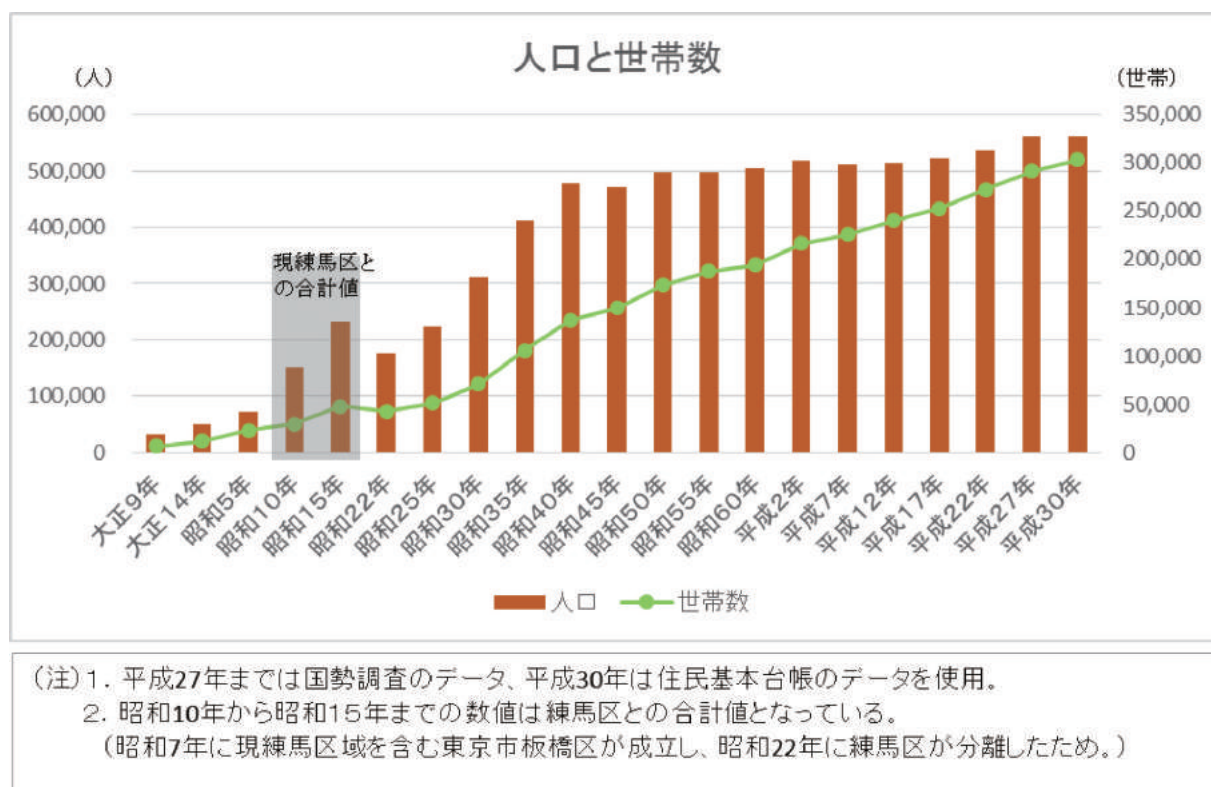


図6：人口・世帯数の推移

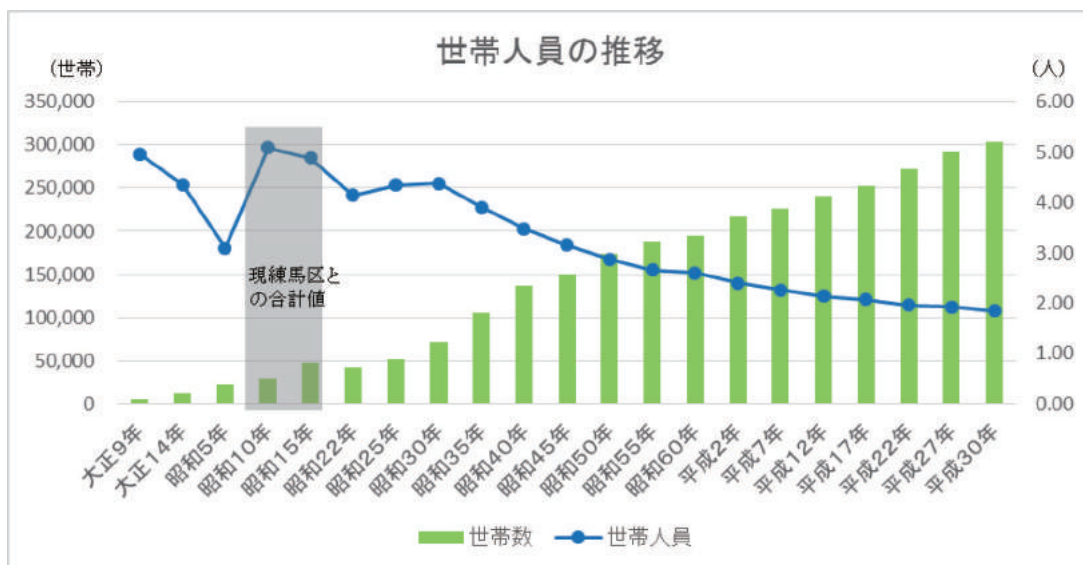


図7：世帯人員の推移

(3) 交通

板橋区域には中山道（国道17号線）、川越街道（国道254号線）、環状7号線、環状8号線、首都高5号線などが走り、また鉄道は東武東上線、都営三田線、JR埼京線、東京メトロ有楽町線・副都心線が通っている。またバス路線については、北はさいたま市・志木市、東は越谷市、西は練馬区・中野区方面に広がり、鉄道の各駅に路線が接続している。

史跡指定地は都営三田線新板橋駅（指定地からの直線距離約450m、以下同じ）・板橋区役所前駅（約1,000m）・板橋本町駅（約1,600m）、東武東上線下板橋駅（約950m）・大山駅（約1,700m）、JR埼京線板橋駅（約800m）・十条駅（約850m）等近隣の各駅からアクセスすることができる。



図8：板橋区の鉄道路線と乗降者数

(4) 産業

平成 26 年経済センサス基礎調査の結果によると、板橋区の産業構造(業種別構成比、図 9 参照)は、事業所数では卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、製造業の順で、従業者数は、医療福祉、卸売業・小売業、製造業の順となっている。また製造業と医療福祉については、事業所数及び従業員数ともに 23 区の平均値を上回っており大規模な工場や病院が多いことを示している。

また板橋区は「工都」と呼ばれ、23 区内で随一の内陸部工業専用地域を有するなど、東京都を代表する工業地帯である。平成 27 年工業統計調査結果によると、事業所数は 23 区中 8 位、従業者数で同 2 位、製造品出荷額等が同 2 位と、いずれも 23 区で上位であり、特に光学技術に代表される伝統に裏打ちされた高度な製造技術を有する企業が、付加価値の高い製品を産み出している。

また板橋区の商業の歴史は古く、江戸時代の中山道や川越街道の宿場町にさかのぼる。現在も 90 商店街が区内に立地し、地元に着した庶民的で親しみやすい商店街が形成されている。

農業については、現在東京 23 区内で農地が存在するのは板橋区を含めた 11 区であり、首都東京における貴重な農地を形成している。区内の農作物等の作付面積は 1,773.1 アールで、そのうちブロッコリー、大根、じゃがいもなどの野菜類の作付面積が 1,363.3 アールと区内作付面積の 8 割を占めている(平成 26 年度板橋区農業経営実態調査結果による)。

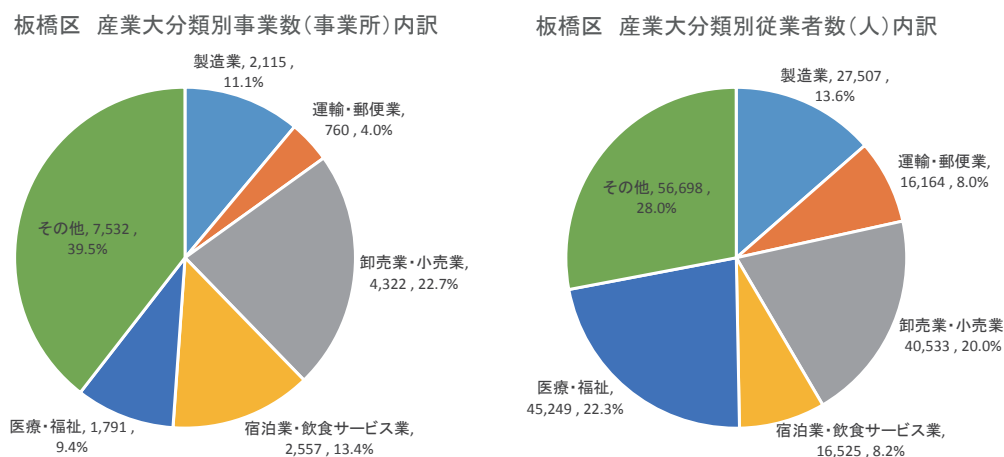


図 9 : 産業構造 (「板橋区産業振興構想 2025・板橋区産業振興事業計画 2021」より)

(5) 観光

板橋区では、板橋ならではの自然景観、都市景観、名所・旧跡、イベントを「板橋十景」に選定し、観光資源として PR している。また、区内を 5 つのエリアに分け、それぞれのまちあるきコースを提案し、「板橋観光マップ」を作成するなど、観光客の周遊を促している。

併せて平成17年にいたばし観光センターを開設し、区内の名所・旧跡など板橋の魅力をもPRする観光パンフレットの配布や観光グッズの販売、パネル展示を行っている。また、センターにはいたばし観光ボランティア「もてなしたい」が常駐し、利用者の申込に応じて区内の自然、歴史、文化などを紹介しながら観光コースを案内している。

(6) 法的規制

①文化財保護法

史跡指定地は、文化財保護法により開発行為等に慎重な対応が求められる。文化財保護法第125条第1項では、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と定められており、史跡の形状を変更する行為や史跡の保存に影響を与える行為を行う際には事前に文化庁長官の許可を受けなければならない。また、文化財保護法第184条第1項及び文化財保護法施行令第5条第4項1号により、上記行為のうち軽微なものについては地方自治体の教育委員会に権限が委譲されており、当該史跡の軽微な現状変更等の行為に関する許可等は板橋区教育委員会が行う。

②建築基準法・消防法

史跡に指定された建造物等については、我が国における貴重な文化的遺産であり、文化財保護法の規程により文化財の形状などの変更についての規制や保護のための措置が義務付けられていることから建築基準法を適用しないと規定されている（第3条第1項第1号）。同法では容積率や建ぺい率の制限や建築物における防火・避難について規定されているが、史跡指定地の建造物には適用されない。しかし史跡指定地内の建造物は不特定多数の人々が利用することが想定され、そのためにはこうした建造物の地震に対する安全性や火災に対する安全性の確保が必要であることから、同法が制定された精神を念頭に置いた整備計画を検討する。また火災等の予防の根拠規定である消防法では、歴史的建造物は用途及び面積の大小に係わらず防火対象物として位置づけられ（第17条及び同法施行令別表第1第17項）、同法施行令第21条で自動火災報知機の設置を義務付けられている。

③都市計画法

都市計画法は、都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限などが規定されており、都市の開発や整備の根拠規定である。板橋区は、全域が同法第5条に定める都市計画区域（一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域）に指定されている。また河川等の一部地域を除き、ほぼ全域が同法第7条に定

める市街化区域（都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図るために定められた区域）に指定されている。

同法第8条の規定により、都市計画区域については用途地域を定めることができ、その用途に応じて、建設可能な建物の種類、建ぺい率、容積率が決定される（図10参照）。板橋区全域についても用途地域が定められており、史跡指定地は第一種住居地域と準工業地域に該当し、建設可能な用途が設定されている。

また史跡指定地の加賀一丁目には都市計画法第12条の4に規定される地区計画（建築物の建築形態、併せて公共施設その他施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画）が定められており、図10、11のとおり区域の整備・開発・及び保存に関する方針が定められている。史跡公園の整備の検討においても、この地区計画の遵守に努める必要がある。

表1：史跡指定地における都市計画による制限

用途地域	第一種住居地域	準工業地域
建ぺい率	60%	
容積率	300%	
高度地区・絶対高制限	第3種高度地区・絶対高35m	
防火地域	準防火地域	
地区計画区域	加賀一・二丁目地区地区計画	
日影規制	高さが10mを超える建築物：4m／5時間－3時間	

表 2 : 史跡指定地における地区計画

名称	加賀一・二丁目地区地区計画	
位置	板橋区加賀一丁目及び加賀二丁目各区内	
面積	約48.2ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	石神井川を軸とする緑豊かな環境づくりを進め、働き続けられるまち・住み続けられるまちとして、職と住の調和した良好な都市環境の形成をめざす。また、災害時の避難地域としての安全性の向上をめざし、建築物の建て替え等に合わせ、道路等の基盤施設の整備を行い、安全で快適な歩行者空間のネットワーク形成を図る。
	土地利用の方針	地区を、A地区・B地区・C1地区・C2地区に区分し、それぞれ次のように定める。(中略) 2. B地区は、石神井川沿いの緑を活かし、水と緑にも配慮したうるおいのある環境づくりを進める。また、過剰な車交通の発生のおそれのある施設の立地を抑制しながら、地区内の教育施設や医療・福祉施設等の充実を進めるとともに、企業の研究・開発機能や文化施設の立地誘導や周辺環境に配慮された中・高層住宅の整備を図る。(後略)
	地区施設の整備の方針	教育施設や医療福祉施設が集積し、災害時の避難場所・避難所や給水拠点等の指定がなされている本地区において、恒常的に地区の基盤施設としての道路が機能し、歩行者空間の充実を図り、安全で快適な道路の整備を次のように進める。 1. 地区内及び周辺とのネットワーク形成に配慮し、主要な道路については、区画道路を定め拡幅整備を進める。 2. 特に地区の骨格形成に資する道路については、歩道状空地の設置により、ゆとりとうるおいのある道路空間づくりを進める。
	建築物等の整備の方針	地区の特性を踏まえ、職と住が調和した新たな都市環境の実現を図るため、建築物等に関する制限を次のように定める。 1. 合理的な土地利用と秩序あるまち並みの形成を図るため、建築物の用途、建築物の形態又は意匠及び垣又はさくの構造の制限、地区区分に応じた建築物の高さの最高限度を定める。また、敷地の細分化を防止し、良好な環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 2. ゆとりある歩行者空間の確保、避難用道路の安全性の拡充、通風や採光の確保を考慮し、地区区分に応じ、道路境界線及び隣地境界線からの建築物の壁面の位置の制限を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	うるおい豊かな地域環境の形成をめざし、歩行者空間の充実とともに、緑の保全及び整備に努める。

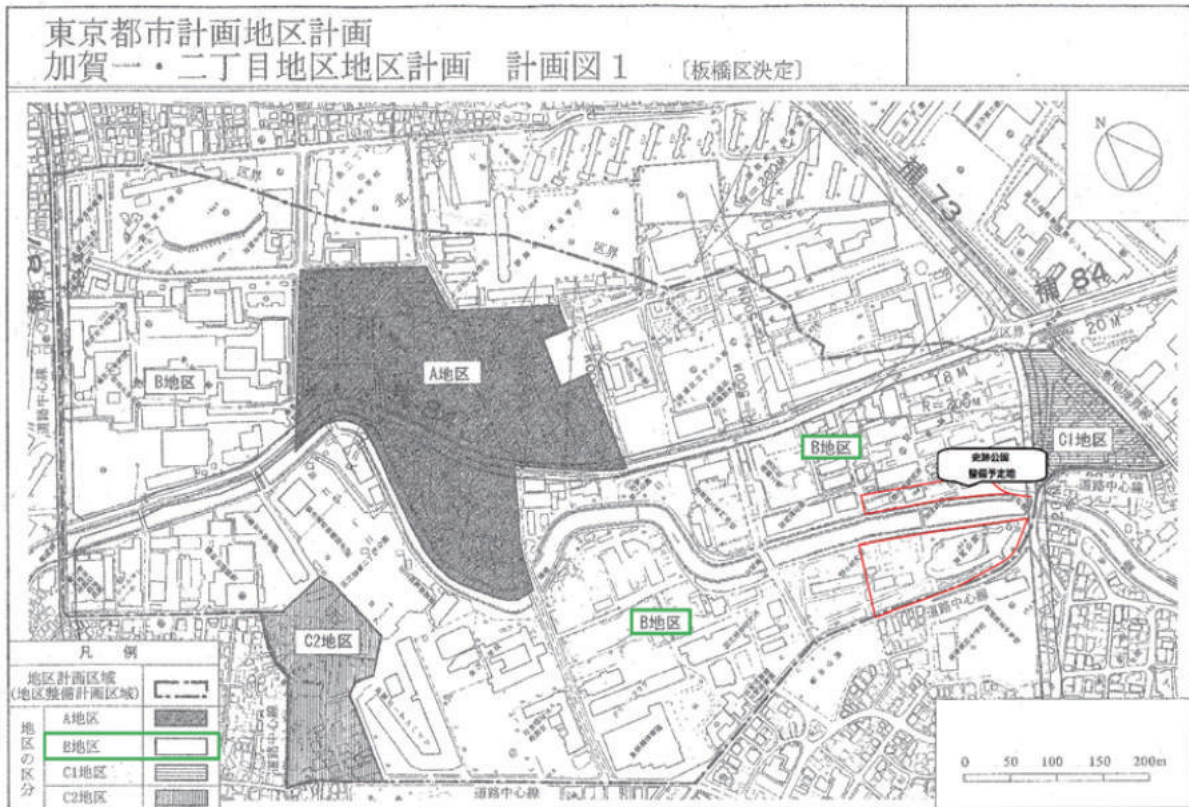


図 11：史跡指定地地区計画 計画図

④都市公園法、都市公園法施行令、東京都板橋区立公園条例

都市公園法は、都市公園の設置及び管理に関する基準を定めている。史跡指定地は整備終了後、史跡公園として供用する予定であり、都市公園法を遵守し設置、管理される。

同法第4条では公園内の建築物の建築面積に関する規定があるが、公園内に公園施設として設けられる建築物の建築面積の割合は、都市公園を設置する地方公共団体の条例に委任されており、以下の通りである。

東京都板橋区立公園条例では、第4条の4で公園施設の建築面積の基準として法第4条第1項本文の条例で定める割合を100分の2に、また、施行令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書きの条例で定める範囲を、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の20を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるとしている。

文化財保護法の規定により史跡として指定された建築物についてはこの規定に該当するため、史跡をいかした都市公園を整備する際の制限の緩和がなされている。なお、当該史跡に遺存する建築物の建築面積はこの基準の範囲内である。

⑤景観法

本法律は良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講じるために制定された法律である。同法第8条に定める景観計画（良好な景観の形成に関する計画）では景観計画区域を定めることとなっており（同条2項）、板橋区では区全域を景観計画区域としている。特に史跡指定地は、石神井川沿いの桜並木や緑道と調和した景観づくりが求められているため、「石神井川軸地区」と「加賀一・二丁目地区」の二つの景観形成重点地区に指定されており、板橋区の良好な景観形成を推進する上で重要な位置づけにある地区とされている。

史跡指定地に係る景観計画については、第3章で記述する（67頁参照）。

⑥河川法

史跡指定地を分断する形で石神井川が流れている。石神井川は小金井公園北部から始まり、西東京市、練馬区を流れ板橋区から北区を経て隅田川に合流する一級河川である。「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、大規模な護岸工事を除き板橋区が管理を行っている。

石神井川は河川法の適用を受ける河川であり、法的規制がかかる場合がある。具体的には、①流水を占有すること（23条）②河川区域内において土地を占有すること（23条）③土石等を採取すること（24条）④河川区域内の土地に工作物を新築、改築、又は除去すること（25条）⑤土地の掘削、盛土もしくは切土、その他土地の形状を変更すること及び竹木の植栽もしくは伐採などの行為をしようとする場合（27条）は、その河川の管理者（国土交通大臣、知事又は市町村長、板橋区にあつては区）の許可を受けなければならないとされる。

石神井川自体は史跡指定地ではないが、史跡と密接に関係する要素であり一体的な活用が想定されるため、同法の規程を遵守した計画策定に努める。

⑦高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

不特定多数の人々が利用する一定規模（床面積2,000㎡以上）の建築物を建築する場合、施設の利用円滑化の基準に適合させる努力義務を負う。同法施行令第4条により、史跡に指定されている建築物については当該法律の適用を受けないが、『板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025（※）』で定められた将来像「もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまち いたばし」を実現するために、区の施設整備についてはユニバーサルデザインの視点を取り入れる必要があること、また既に多くの歴史的建造物整備にユニバーサルデザイン対応事例が存在し社会的要請もあることから、史跡公園の整備方法についてもユニバーサルデザインの導入を検討する。

※『板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025』・・・すべての人にとってくらしやすい地域社会の実現をめざすユニバーサルデザインへ考え方を発展させ、区政の様々な分野の取り組みに、ハード・ソフトの両面からこの考え方を取り入れて、人的介助の必要性をより少なくするとともに、だれもができるだけ、同じ場や状況のもとで、自由に行動できるまちを推進するため、平成 29 年 1 月に策定された。

⑧東京における自然の保護と回復に関する条例

この条例は、一定規模以上の敷地で開発計画や建築計画がある際には緑化を義務付けるものである。具体的には、都内で 1,000 m²以上（国又は地方公共団体が有する土地では 250 m²）以上の敷地で開発や建築等を行う場合、自然の保護と回復を図るために開発許可申請や緑化計画の届出が必要となる。なお地方公共団体が実施する行為については、許可に代えて東京都との協議となる。

本計画における史跡整備に係る行為についても、東京都との協議が必要となる。整備前の地下埋蔵物の発掘調査においても同様の協議が必要であるので注意を要する。

